

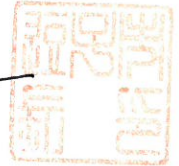
緊急財政対策に伴う給与削減に関する覚書

逗子市当局と自治労逗子市職員労働組合は、緊急財政対策に伴う給与削減について、1月4日の交渉で次のとおり合意したので本書を締結する。

2018年（平成30年）1月4日

逗子市長

平井 竜一



自治労逗子市職員労働組合
執行委員長

遠藤 利一



自治労逗子市職員労働組合現業評議会
議長

服部 優子



合意内容については、次のとおりとする。

1 給与削減内容

①地域手当

- ・一般職給料表(1) 8～7級 ▲4%（支給率11%）
- ・一般職給料表(1) 6～1級及び一般職給料表(2) 6～1級 ▲3%（支給率12%）

②管理職手当

- ・一般職給料表(1) 8級 ▲15%
- ・一般職給料表(1) 7級 ▲10%

③期末手当

- ・一般職給料表(1) 8～7級 ▲0.3月/年
- ・一般職給料表(1) 6～1級及び一般職給料表(2) 6～1級 ▲0.25月/年
（ただし、再任用職員については、▲0.12月/年）

④上記各手当に連動する手当の額

減額後の上記各手当により算出

2 実施期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間

3 その他

- (1) 緊急財政対策に伴う給与削減は、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間とし、単年度単位で協議を行うものとする。
- (2) 平成29年5月30日付け締結の「人事評価結果の反映に関する覚書」において、平成30年度における人事評価結果の勤勉手当率への反映について、第3順位（標準区分）の職員は、勤勉手当支給率0.05月／半年の金額拠出を実施することとしているが、緊急財政対策に伴う給与削減の実施に伴い、平成30年度においては、当該金額拠出を行わないものとし、平成31年度以降の実施の有無については、単年度単位で協議を行うものとする。